

文部科学省における再就職等問題に係る対応について

この度、文部科学省職員が、国家公務員法に定める再就職等規制に違反する事案が確認されました。このことは、文部科学行政に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、省を挙げて猛省するとともに、国民の皆様にご心よりお詫びいたします。

再発防止のための方策を着実に実行し、文部科学省が国民に信頼され得る組織となるよう、職員一丸となって与えられた職責に全力で取り組んでいく所存です。

以下、本事案の経緯や調査の内容について、国民の皆様にご報告いたします。

1 経緯等

平成29年1月、文部科学省は、内閣府再就職等監視委員会より、文部科学省現職職員が他の役職員についての依頼等の規制に違反する行為を行ったことや、元文部科学省高等教育局長が在職中の求職の規制に違反する行為を行ったこと、文部科学省職員がこれらの行為の発覚を免れるため隠ぺいを図ったこと、文部科学省職員が文部科学省OBを介して再就職あっせんを行っていたことについて調査結果の通知を受けるとともに、当該再就職あっせんの全容を明らかにするための調査を行うことが求められました。

この調査の要求を受けて、文部科学大臣の下に、文部科学省再就職等問題調査班を設置し、弁護士、民間企業のコンプライアンスの専門家、行政学を専門とする学識者に参画いただき、①組織的なあっせん構造に関する調査、②再就職等監視委員会の要求に基づく職員の関与した事案の調査、③全職員への調査、④退職者への調査を行うこととしました。

平成29年2月6日には①について、その時点で把握できた範囲での事実等を整理した「特定OBを介した再就職等あっせんの構造について一現時点で把握できた事実等の整理」を公表し、同年2月21日には①、②の調査を中心に事実関係を整理し、国家公務員法上の再就職等規制に違反するか否かについて、その時点で判明した事実等をまとめた「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という。）を公表しました。

中間まとめの公表後、①、②について更なる調査を継続するとともに、新たに再就職等規制違反が疑われる事案について調査を行いました。加えて、再就職等規制違反等の徹底した調査を進めるため、特別班員（有識者）の助言、協力の下、文部科学省全職員や退職者への調査（③、④）の実施や結果の精査等を行いました。約2か月間、でき得る限りの調査を行い、組織的なあっせん構造の全体像や個別事案の解明を進め、平成29年3月30日、「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」（以下、「最終まとめ」という。）を公表しました*1。

なお、最終まとめ等においては、個人や団体等の名前が記載されていますが、国家公務員法上の再就職等規制について違法性を問われるのは、再就職のあっせんを行った文部科学省の現職職員等であり、最終まとめ等において公表した団体等は、再就職等規制に抵触するものではなく、違法性はありません。

次節以降では、最終まとめの内容等について記述します。

*1 最終まとめの内容については以下を参照：

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/04/19/1382987_04.pdf

2 最終まとめの内容等

(1) 調査の方法

4人の特別班員（有識者）の指導・判断の下で調査方針等を決定するとともに、15人の調査班員（弁護士）に参画いただき、ヒアリング調査や全職員調査、再就職等規制導入以降の全退職者を対象とした退職者調査等、でき得る限りの調査を徹底的に行いました。

最終まとめに至るまでの間に、特別班員（有識者）や調査班員（弁護士）が主導して質疑を行ったヒアリングの対象者の数は、合計約190人と25団体、ヒアリング回数は300回以上となりました。

全職員約3,000人を対象とした書面調査を行い、本人や他の職員による営利企業等への再就職のための情報提供・依頼の有無等について、記名回答を求めました。

退職者を対象とした調査については、再就職等規制導入（平成20年12月31日）以降の文部科学省退職者約600人に対し、離職後の職歴や再就職の経緯等について記名回答を求めました。

(2) 調査の内容

最終まとめにおいては、違法な再就職あっせんの仕組みと組織的な関与について、以下のとおり指摘されています。

- ・再就職あっせんの仕組みは、再就職等規制導入を契機とし、職員OBが再就職あっせんを行うことは違法ではないとの軽信と、特定の人事課OBの存在が大きく影響し、運用されるようになったこと。その中で、再就職あっせんに当該人事課OBのみに頼るのではなく、人事課職員が関わってきたこと。
- ・再就職あっせんの仕組みは、関係した文部科学省幹部を含め文部科学省の組織的な関与の中で運用されてきたと評価せざるを得ないこと。
- ・特に、当該人事課OBを介した再就職あっせんに継続できるように環境づくりに関与した幹部職員には、その後も継続して運用できる環境を構築した責任があること。

また、最終まとめが取りまとめられるまでの調査により違法行為が確認された事案の数は62事案となりました*²。

(3) 職員等に対する処分等

処分等を行った職員等の総数は43人となりました。このうち、3人の事務次官経験者については、文部科学省の再就職あっせんの構造の構築・運用に関わってきたこと等について事務方のトップである事務次官の責任を極めて重く受け止め、停職相当の評価としたところ です。

これまでに判明した再就職等規制違反は、文部科学行政に対する国民の皆様の信頼を著しく損ない、当省職員の再就職に疑惑を抱かせているものであることを踏まえ、文部科学省の退職者に対して、文部科学省の許認可や財政支出の対象となっている大学、研究機関等の関係機関への再就職について、疑惑が払拭できるようになるまでの間、自粛をお願いしました。

3 再発防止に向けて

今回の文部科学省における再就職等問題について、今後、何よりも重要なことは二度と同じ過ちを繰り返さないことです。最終まとめにおいては、今回の再就職等問題の原因を踏ま

*² 62事案の概要については以下を参照：

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1382987_01.pdf

えた今後の再発防止の在り方として、①硬直化した人事慣行や組織体制の見直し、②「身内意識」の組織風土の改革、③職員の遵法意識の醸成の3点が挙げられています。

最終まとめの指摘を踏まえ、具体的な再発防止策を検討するため、平成29年4月7日、法律やコンプライアンスの専門家など外部有識者に参画いただき、文部科学省における再就職等規制違反の再発防止策に関する有識者検討会を設置し、同月18日に第1回を開催して議論を開始しました。文部科学省においては、今後、本検討会における議論を踏まえつつ、国民に納得いただける再発防止策の検討を進めることとしています。

